

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例（平成26年条例第3号）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

**第2条** 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(書面審議)

**第3条** 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面審議に付することができる。

- (1) 議事が急を要するものであるとき。
- (2) 議事が軽易と認めるとき。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症の影響又は特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。他の法令において準用する場合を含む。）に基づく特定非常災害により委員会を開催することが難しいとき。

(傍聴人に対する指示)

**第4条** 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(意見の聴取)

**第5条** 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(議事録等)

**第6条** 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において公表しないことが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って公表しないことができる。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この告示は、平成26年7月31日から施行する。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。